

令和6(2024)年度在宅医療に係る機能別医療機関現況調査実施要領

1 調査目的

本調査は、栃木県保健医療計画（8期計画）に定める機能別医療機関「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関（以下「指定医療機関」という。）」の在宅医療に係る診療実績等を明らかにし、地域の医療資源の状況を県民及び医療・介護従事者等に周知することを目的とする。

2 調査対象

令和6(2024)年8月1日時点で、次の施設基準を満たす指定医療機関を調査対象とする。

- ・在宅療養支援病院
- ・在宅療養後方支援病院
- ・在宅療養支援歯科診療所
- ・機能強化型訪問看護管理療養費を届け出ている訪問看護事業所
- ・在宅療養支援診療所
- ・在宅療養支援歯科病院
- ・在宅薬学総合体制加算を届け出ている薬局

3 調査方法

Web (Forms) による。ただし、Web での回答が難しい指定医療機関については、紙の調査票で回答することができる。

4 調査内容

(1) 在宅医療の実施体制（令和6(2024)年8月1日現在）

- ・人員体制、実施時間、対応可能な訪問回数、不在時等の診療支援体制、緊急入院先の確保状況、対応可能な患者 等

(2) 在宅医療の実績（令和5(2023)年8月1日から令和6(2024)年7月31日までの1年間。

ただし、在宅療養支援歯科病院及び在宅療養支援歯科診療所の歯科訪問診療の実績は令和6(2024)年5月1日から同年7月31日までの3ヶ月間、在宅薬学調剤加算を届け出ている薬局の実績は令和5(2023)年5月1日から令和6(2024)年4月30日までの1年間とする。）

- ・診療等の実績、連携医療機関数、入院希望患者数及び受入件数、地域ケア会議の参加状況 等

5 調査結果の活用及び公表

調査結果は、在宅医療に関する各種施策の基礎資料にするとともに、指定医療機関個別の状況について県ホームページで公表を行う。

6 根拠法令

本調査は、医療法第30条の5に基づき実施する。

(医療法)

第30条の5 都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、介護保険法第7条第7項に規定する医療保険者（第30条の14第1項において「医療保険者」という。）又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療提供施設の機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。